

カテエネ BANK ポイントサービス利用規約

(2025 年 2 月 28 日改定)

(2026 年 1 月 1 日改定)

(2026 年 3 月 1 日改定)

カテエネ BANK ポイントサービス利用規約

2025 年 2 月 28 日

1. 目的

カテエネ BANK ポイントサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、第 2 条に定める適用条件に該当するお客さまに対して、第 3 条に定めるカテエネポイントを付与する（以下、「本サービス」といいます。）にあたって、その諸条件を定めるものです。

2. 本サービスの適用条件

本サービスの対象は、当社が住信 SBI ネット銀行株式会社の銀行代理店として提供する銀行口座（支店名：中電カテエネ支店 店番：502）（以下、「カテエネ BANK」といいます。）を開設し、かつ当社 WEB サービス「カテエネ」（以下、「カテエネ」といいます。）への登録およびカテエネのアカウントとカテエネ BANK の連携を実施したお客さまといたします。

3. カテエネポイントの付与

下記の適用対象契約（以下、「適用対象契約」といいます。）の加入状況および下記の諸条件（以下、「諸条件」といいます。）の実施状況に応じて、次のとおりカテエネポイントを付与いたします。

適用対象契約	E ライフプラン（3 時間帯別電灯）、ピークシフト電灯、タイムプラン（時間帯別電灯）、低圧高利用契約、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、昼とくプラン（2025 年 4 月 1 日から提供開始）、カテエネプラン、従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C、臨時電灯 A、臨時電灯 B、臨時電灯 C、低圧電力、ビジとくプラン、動力プラン、臨時電力、カテエネガスプラン 1、カテエネガスプラン 2、カテエネガスプラン 3、定額電灯、公衆街路灯 A、公衆街路灯 B、農事用電灯、農事用電力 A、農事用電力 B、農事用電力（脱穀調整需要）、低圧季節別時間帯別電力（タイムプラン）、低圧深夜電力、第 2 深夜電力、融雪用電力、防霜用プラン、沸増型電気温水器契約、ふるさと納税×Green でんき、CO2 フリーメニュー ※ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、カテエネプラン、カテエネガスプラン 1、カテエネガスプラン 2、カテエネガスプラン 3 については販売を委託する提携先企業が販売する料金プランも含まれます。
諸条件	・適用対象契約をカテエネに登録 ・適用対象契約の料金の引き落とし口座にカテエネ BANK を設定

(1) 適用対象契約に加入し、かつ諸条件を満たす場合

適用対象契約の料金の引き落とし口座にカテエネ BANK を設定し、カテエネに適用対象契約を登録したお客さま（以下、「カテエネポイント会員」といいます。）、または適用対象契約の料金の引き落とし口座にカテエネ BANK を設定し、カテエネポイント会員が既にカテエネに登録済みの適用対象契約を重複してカテエネに登録する会員（以下、「重複登録したカテエネポイント会員」といいます。）（合わせて以下、「対象会員」といいます。）に対して、第 4 条および第 5 条によりカテエネポイントを付与いたします。

また、第 4 条および第 5 条によらず、当社ホームページ等で別途公表するキャンペーン等の条件に従いカテエネポイントを付与することもございます。

(2) 適用対象契約に加入しない場合、または諸条件を満たさない場合

第 2 条の適用条件のみ満たした会員（以下、「カテエネ BANK のみ利用する会員」といいます。）に対して、第 4 条および第 5 条によらず当社ホームページ等で別途公表するキャンペーン等の条件に従いカテエネポイントを付与いたします。

4. カテエネポイントの算定

対象会員に付与するカテエネポイントは、第 5 条に定める銀行サービスの取引条件ごとに定める還元率を、ひと月の適用対象契約の料金の口座振替金額の合計金額（当社が他企業のサービス料金等を収納代行し、適用対象契約の料金とは別に口座振替された金額は除く。）に乗じてそれぞれ算定された値（単位は 1 ポイントとし、その端数は切り捨てます。なお、端数の切り捨ては、それぞれ算定された値ごとに行います。）の合計といたします。なお、対象会員に付与するカテエネポイントは、口座振替した日の属する月の翌月末日に付与され、毎月 3,000 ポイントを上限といたします。

5. カテエネポイントの還元率

対象会員に付与するカテエネポイントの還元率は、口座振替日の属する月の末日に、次の銀行サービスの取引条件のご利用状況を判定し決定いたします。

	銀行サービスの取引条件	還元率
①	【必須条件】 適用対象契約の口座振替（※） ※口座振替日の異なる複数の適用対象契約を口座振替した場合、2 件目以降の口座振替の判定は、②の取引条件に従います。	1%

②	上記以外の口座振替（※） ※当社または他社サービスの口座振替を含みます。	1件 : 1% 2件以上 : 2%
③	円普通預金・円定期預金・円仕組預金・SBIハイブリッド預金の残高が合計100万円以上	1%
④	当該月におけるデビットカードの利用金額が合計3万円以上（※） ※加盟店とのデビットカード利用データの連携タイミングなどにより、カテエネポイントの還元率の判定時までには、お客さまの当該月におけるデビットカード利用金額が正確に反映されない場合がございます。その場合には、翌々月以降、カテエネポイントの精算を行う場合がございます。 ※デビットカードの利用において取消（キャンセル、返品など）があった場合、利用金額から当該取消分の金額を差引いて、当該月におけるデビットカード利用金額を判定します。	1%
		合計 最大5%
⑤	住宅ローンの契約締結（※） ※借入期間にかかわらず、1回の融資実行額が1,500万円以上の場合が対象です。 ※フラット35（買取型・保証型）は対象外です。 ※土地先行プランの場合、1回目と2回目の融資実行額が1,500万円以上の方が対象です。 1回目の融資実行額が1,500万円未満の場合は、2回目の融資実行後にポイント還元の対象となります	5%

ア 取引条件①のみ達成した場合

1%といたします。

イ 取引条件①および②～④の取引条件を達成した場合

各取引条件に定める還元率の合計値（最大5%）といたします。

ウ 取引条件①および⑤を同時達成した場合

他の取引条件の達成状況にかかわらず、住宅ローン借入期間中は常時5%といたします。

なお、対象会員が住宅ローンを完済した際には、取引条件①～④の達成状況に準じた還元率を適用いたします。

6. カテエネポイントの使用

カテエネポイント会員のうち下記に定める電気契約のいずれか（※適用対象契約とは対象範囲が異なります。）をカテエネに登録したお客さまについては、当社が供給する電気料金の支払い（以下、「電気料金支払い」といいます。）、金券・他社ポイントへの交換および寄付等（あわせて以下、「交換アイテム」といいます。）にカテエネポイントを使用できます。

カテエネポイント会員のうち下記に定める電気契約をカテエネに登録しないお客さま、重複登録したカテエネポイント会員およびカテエネBANKのみ利用する会員は、電気料金支払い以外の交換アイテムに対してのみカテエネポイントを使用することができます。

Eライフプラン（3時間帯別電灯）、ピークシフト電灯、タイムプラン（時間帯別電灯）、低圧高利用契約、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、昼とくプラン（2025年4月1日から提供開始）、カテエネプラン
※おとくプラン、とくとくプラン、カテエネプランについては販売を委託する提携先企業の販売する料金プランも含まれます。

なお、交換アイテムの内容、交換方法その他の使用条件については次の各号のとおりといたします。ただし、当社は、使用条件について、変更することがあります。この場合、当社は、インターネットを利用するなど適切な方法によってお客さまへ周知をいたします。

（1）電気料金支払いへの使用

ア 保有するカテエネポイントを、当社が供給する電気料金の全部または一部の支払いに使用することができます。交換率は1ポイント1円といたします。

イ カテエネポイントを電気料金支払いに使用することを希望される場合は、カテエネポイントを使用する月の前月の最終営業日の前日までに、当社所定の方法により申込みをしていただきます。この場合、使用するカテエネポイントは、100ポイント単位といたします。

ウ 当社は、カテエネポイントを使用する月の料金に延滞利息が発生している場合およびその他当社が必要と判断した場合、カテエネポイントの使用を制限もしくは保留とする場合があります。

エ カテエネポイントを電気料金支払いに使用する申込みをし、カテエネポイントを使用する月の電気料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）よりも申込みをしたポイント数が多い場合、その差額は次月の電気料金支払いに繰り越されます。この場合、繰り越されるカテエネポイントは、1ポイント単位といたします。

オ カテエネポイントを電気料金支払いに使用する申込みをした後に、カテエネポイントを使用するご契約を廃止する申込みをされた場合、電気料金支払いに使用する申込みの日から廃止予定日までの間に1営業日あるときは、電気料金支払いに使用することができます。使用できなかった場合は、原則申込みしたカテエネポイントを払い戻しいたしますが、電気料金支払いに使用する申込みをされた日の翌営業日の12時から24時までにカテエネポイントを使用するご契約を当日廃止する申込みをされ、その廃止分の電気料金が即日計算された場合は、払い戻しいたしません。

（2）電気料金支払い以外の交換アイテム

電気料金支払い以外の交換アイテムの内容、交換方法その他の使用条件については、カテエネサイトへの掲示その他当社所定の方法によりお知らせいたします。

7. カテエネポイント残高等の確認

カテエネポイントの残高、カテエネポイント獲得履歴等は、カテエネサイト上で確認できます。

8. カテエネポイントの有効期限

カテエネポイントの有効期限は、カテエネポイントを獲得した日が属する年度の翌々年度末（3月31日）までといたします。ただし、対象会員またはカテエネBANKを利用する会員が自己のTC ID（※）の登録を抹消された、もしくはカテエネを退会された場合は、カテエネポイントの有効期限に関わらず、すべてのカテエネポイントが消滅するものといたします。

※TC IDとは、中部電力グループの暮らしに役立つ様々なサービスを1つのIDでご利用いただける無料のIDです。カテエネをご利用いただく場合には、TC IDのご登録が必要となります。詳細は、TC ID サービス利用規約（以下、「TC ID規約」といいます。）をご確認ください。

9. 第三者によるポイントの使用

万一、TC IDおよびパスワードが第三者により使用された場合でも、それらが登録されたものと一致することが確認されたときは、当該TC IDを持つ対象会員またはカテエネBANKを利用する会員自身による使用とみなし、使用されたカテエネポイントは返還できません。

10. カテエネポイントの譲渡等の禁止

対象会員およびカテエネBANKを利用する会員は、自己が保有するポイントを第三者に使用させ、譲渡し、権利を継承させ、または対象会員またはカテエネBANKを利用する会員間でポイントを共有することはできません。なお、第8条にかかわらず、対象会員またはカテエネBANKを利用する会員が死亡した場合、当該会員が保有していたカテエネポイントは消滅するものとし、家族その他の第三者に相続による承継はされないものといたします。

11. 本サービスの提供の停止

本サービスの対象となる対象会員およびカテエネBANKのみ利用する会員が、下記のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの提供（カテエネポイントの付与）を停止する場合があります。

なお、下記ア～カのいずれかに該当する場合については該当する事由解消のためにご自身で所定のお手続きいただく必要がありますが、事由が解消されれば、本サービスの提供を再開いたします。

- ア. カテエネを解約した場合
- イ. カテエネとカテエネBANKとのアカウント連携を解除した場合
- ウ. カテエネBANKの口座を解約した場合
- エ. カテエネBANKでの口座振替が不能であった場合
- オ. カテエネBANKの口座振替の手続きが完了していない場合
- カ. 上記ア～オ以外の理由で、第3条に定める適用対象契約および諸条件を満たさなくなった場合
- キ. 本規約、TC ID規約、カテエネサービス利用規約に違反した場合
- ク. 法令等の定めによりカテエネポイントのご提供ができない場合
- ケ. その他不正行為があったとき、または当社が不相当と判断した場合

12. 本サービス適用後の精算

本サービスの適用後に対象会員が第3条に定める適用対象契約または諸条件を満たさないことが明らかとなった場合、対象会員の申込みされた内容に変更等が生じたと認められる時点に遡って、対象会員が受領したカテエネポイントを当社に返還していただく場合があります。また、当社に損害が生じた場合には、これを賠償していただきます。

13. 免責

次の各号の事項について、当社は、当社の過失（故意または重過失を除きます。）に起因して対象会員およびカテエネBANKのみ利用する会員に生じた損害について、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものといたします。

- ア. 本サービスを利用することにより、または利用できなかったことよって発生した損害・不利益
- イ. 通信回線・コンピュータシステム等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止・データの消失、データ不正アクセス等による損害・不利益
- ウ. 第三者の使用による損害・不利益

14. 規約の変更

当社は、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を相当な範囲内で変更できるものといたします。

15. 本サービスの終了

当社は、次のいずれかの事象に該当するとき、本サービスを終了する3ヶ月前までに、メール等の電磁的方法により周知することにより、本サービスの提供をすべて終了させることがあります。

- ア. 当社が銀行代理業の実施を終了するとき

イ. 当社と住信SBIネット銀行株式会社との提携を解消するとき

16. その他

本サービスに関して本規約に定めのない事項は、TCID規約およびカテエネサービス利用規約によるものといたします。

附則

2024年12月19日 制定

2025年2月28日 改定 第5条：デビットカード利用における精算規定を追加、口座振替の条件文言を修正
第3条および第6条：適用対象契約に「昼とくプラン」を追加

カテエネ BANK ポイントサービス利用規約

(改定：2026年1月1日)

1. 目的

カテエネBANKポイントサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、第2条に定める適用条件に該当するお客さまに対して、第3条に定めるカテエネポイントを付与する（以下、「本サービス」といいます。）にあたりその条件を定めるものです。

2. 本サービスの適用条件

本サービスの対象は、当社が住信SBIネット銀行株式会社の銀行代理店として提供する銀行口座（支店名：中電カテエネ支店 店番：502）（以下、「カテエネBANK」といいます。）を開設し、かつ当社WEBサービス「カテエネ」（以下、「カテエネ」といいます。）への登録およびカテエネのアカウントとカテエネBANKの連携を実施したお客さまといたします。

3. カテエネポイントの付与

(1)～(3)サービスの利用状況に応じて、第4条から第6条の定めに従いカテエネポイントを付与いたします。ただし、第4条から第6条の定めによらず、当社ホームページ等で別途公表するキャンペーン等の条件に従いカテエネポイントを付与する場合がございます。

(1) 適用対象契約に加入し、かつ諸条件を満たす場合

下記の適用対象契約（以下、「適用対象契約」といいます。）の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定し、カテエネに適用対象契約を登録したお客さま（以下、「カテエネポイント会員」といいます。）、または適用対象契約の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定し、カテエネポイント会員が既にカテエネに登録済みの適用対象契約を重複してカテエネに登録したお客さま（以下、「重複登録したカテエネポイント会員」といいます。）（合わせて以下、「対象会員」といいます。）に対して、第4条にて算定したカテエネポイントを付与いたします。

適用対象契約	Eライフプラン（3時間帯別電灯）、ピークシフト電灯、タイムプラン（時間帯別電灯）、低圧高利用契約、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、昼とくプラン、カテエネプラン、従量電灯A、従量電灯B、従量電灯C、臨時電灯A、臨時電灯B、臨時電灯C、低圧電力、ビジとくプラン、動力プラン、臨時電力、カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、定額電灯、公衆街路灯A、公衆街路灯B、農事用電灯、農事用電力A、農事用電力B、農事用電力（脱穀調整需要）、低圧季節別時間帯別電力（タイムプラン）、低圧深夜電力、第2深夜電力、融雪用電力、防霜用プラン、沸増型電気温水器契約、ふるさと納税×Greenでんき、CO2フリーメニュー ※ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、カテエネプラン、カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3については販売を委託する提携先企業が販売する料金プランも含まれます。
諸条件	・適用対象契約をカテエネに登録 ・適用対象契約の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定

(2) 当社とカテエネリース契約を締結し、当該カテエネリース契約の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定する場合

カテエネリース契約の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定したお客さま（以下、「カテエネリース利用者」といいます。）に対して、第5条にて算定したカテエネポイントを付与いたします。

(3) デビットカードを利用する場合

カテエネBANKのデビットカードを利用したお客さま（以下、「デビットカード利用者」といいます。）に対して、第4条および第6条にて算定したカテエネポイントを付与いたします。

4. 対象会員に付与するカテエネポイントの算定

(1) カテエネポイントの算定

対象会員に付与するカテエネポイントは、(2)に定める銀行サービスの取引条件ごとに定める還元率を、ひと月の適用対象契約の料金の口座振替金額の合計金額（当社が他企業のサービス料金等を収納代行し、適用対象契約の料金とは別に口座振替された金額は除きます。）に乗じてそれぞれ算定された値（単位は1ポイントとし、その端数は切り捨てます。なお、端数の切り捨ては、それぞれ算定された値ごとに行います。）の合計といたします。なお、対象会員に付与するカテエネポイントは、口座振替した日の属する月の翌月末日までに付与され、毎月3,000ポイントを上限といたします。

(2) カテエネポイントの還元率

対象会員に付与するカテエネポイントの還元率は、口座振替日の属する月の末日に、銀行サービスの取引条件のご利用状況を判定し決定いたします。

	銀行サービスの取引条件	還元率
①	【必須条件】 適用対象契約の口座振替（※）	1%

	※口座振替日の異なる複数の適用対象契約を口座振替した場合、2件目以降の口座振替の判定は、②の取引条件に従います。	
②	上記以外の口座振替（※） ※当社または他社サービスの口座振替を含みます。	1件 : 1% 2件以上 : 2%
③	円普通預金・円定期預金・円仕組預金・SBIハイブリッド預金の残高が合計100万円以上	1%
④	当該月におけるデビットカードの利用金額が合計3万円以上（※） ※加盟店とのデビットカード利用データの連携タイミングなどにより、カテエネポイントの還元率の判定時までには、お客さまの当該月におけるデビットカード利用金額が正確に反映されない場合がございます。その場合には、翌々月以降、カテエネポイントの精算を行うことがございます。 ※デビットカードの利用において取消（キャンセル、返品など）があった場合、利用金額から当該取消分の金額を差引いて、当該月におけるデビットカード利用金額を判定します。	1%
		合計 最大5%
⑤	住宅ローンの契約締結（※） ※借入期間にかかわらず、1回の融資実行額が1,500万円以上の場合が対象です。 ※フラット35（買取型・保証型）は対象外です。 ※土地先行プランの場合、1回目と2回目の融資実行額が1,500万円以上の方が対象です。 1回目の融資実行額が1,500万円未満の場合は、2回目の融資実行後にポイント還元の対象となります。	5%

ア 取引条件①のみ達成した場合

1%といたします。

イ 取引条件①および②～④の取引条件を達成した場合

各取引条件に定める還元率の合計値（最大5%）といたします。

ウ 取引条件①および⑤を同時達成した場合

他の取引条件の達成状況にかかわらず、住宅ローン借入期間中は常時5%といたします。

なお、対象会員が住宅ローンを完済した際には、取引条件①～④の達成状況に準じた還元率を適用いたします。

5. カテエネリース利用者へ付与するカテエネポイントの算定

カテエネリース利用者へ付与するカテエネポイントは下表のとおりといたします。なお、付与されるポイントは口座振替の属する月の末日に判定し、口座振替した日の属する月の翌月末までに付与いたします。

判定条件	ポイント
当月のカテエネリースの口座振替額が2万円以上	200ポイント/月
当月のカテエネリースの口座振替額が2万円未満	100ポイント/月

※カテエネリースの初回料金は2ヶ月分合算してお支払いいただきます。その際、合算額を基準として条件の判定をいたします。

6. デビットカード利用者へ付与するカテエネポイントの算定

(1) カテエネポイントの算定

デビットカード利用者へ付与するカテエネポイントは、第4条(2)④に加え、本条(2)に記載の取引条件ごとに定める還元率を、デビットカードの各取引の利用金額に乗じて算定された値のひと月の合計（単位は1ポイントとし、その端数は切り捨てます。）といたします。算定の対象となる取引は、毎月月初から月末までの間に確定した売上データ（以下、「売上確定データ」といいます。）の合計とします。

カテエネポイントの付与前に、デビットカードの取引が取消（キャンセル、返品など）となった場合には、取消分を除いてカテエネポイントのひと月の合計を算定いたします。カテエネポイントの付与後にデビットカードの取引が取消となった場合には、次回の算定時に取消分によって付与されたカテエネポイントを減算いたします。

なお、本条に基づくデビットカード利用者へ付与するカテエネポイントは、売上確定データが加盟店から当社ならびに住信SBIネット銀行株式会社へ到着した日の属する月の翌月末までに付与するものといたします。

※デビットカードは利用時に加盟店から当社ならびに住信SBIネット銀行株式会社へ伝送される「ご利用データ（オーソリ電文）」を元にお客さまの口座から利用金額を引き落としますが、ポイント付与の対象となる利用金額は、後日、加盟店から送付される売上確定データの金額（最終的な確定金額）となります。そのため、利用月とポイント付与の対象となる月が異なる場合があります（当月利用した場合でも売上確定データの到着が翌月となった場合は、ポイント付与月が翌々月となります。）。

(2) カテエネポイントの還元率

本条に基づき、デビットカード利用者へ付与するカテエネポイントの還元率は、デビットカードを利用する日の属する月の前月末日に、カテエネBANKの預金残高の状況を判定し決定いたします。

前月末の円普通預金・SBIハイブリッド預金の合計残高	ポイント還元率	一部ご利用先におけるポイント還元率（※）
100万円未満	1.0%	0.3%
100万円以上200万円未満	1.5%	0.3%

200万円以上	2.0%	0.3%
---------	------	------

※デビットカードの利用用途が、鉄道料金（乗車券/特急券/定期券など）、公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金、NHK受信料など）、NTT東日本・西日本サービス料金、各種税金、国民年金、国民健康保険料、その他政府・自治体サービスへの各種支払い、国家資格検定料、宝くじ、病院、診療所、各種非営利団体への会費、寄付などの場合。

7. カテエネポイントの使用

カテエネポイント会員のうち下記に定める電気契約のいずれか（※適用対象契約とは対象範囲が異なります。）をカテエネに登録したお客さまについては、当社が供給する電気料金の支払い（以下、「電気料金支払い」といいます。）、金券・他社ポイントへの交換および寄付等（あわせて以下、「交換アイテム」といいます。）にカテエネポイントを使用できます。

カテエネポイント会員のうち下記に定める電気契約をカテエネに登録しないお客さま、重複登録したカテエネポイント会員およびカテエネBANKのみ利用する会員は、電気料金支払い以外の交換アイテムに対してのみカテエネポイントを使用することができます。

E ライフプラン（3時間帯別電灯）、ピークシフト電灯、タイムプラン（時間帯別電灯）、低圧高利用契約、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、昼とくプラン、カテエネプラン

※おとくプラン、とくとくプラン、カテエネプランについては販売を委託する提携先企業の販売する料金プランも含まれます。

なお、交換アイテムの内容、交換方法その他の使用条件については次の各号のとおりといたします。ただし、当社は、使用条件について、変更することがございます。この場合、当社は、インターネットを利用するなど適切な方法によってお客さまへ周知いたします。

(1) 電気料金支払いへの使用

ア 保有するカテエネポイントを、当社が供給する電気の料金の全部または一部の支払いに使用することができます。交換率は1ポイント1円といたします。

イ カテエネポイントを電気料金支払いに使用することを希望される場合は、カテエネポイントを使用する月の前月の最終営業日の前日までに、当社所定の方法により申込みをしていただきます。この場合、使用するカテエネポイントは、100ポイント単位といたします。

ウ 当社は、カテエネポイントを使用する月の料金に延滞利息が発生している場合およびその他当社が必要と判断した場合、カテエネポイントの使用を制限もしくは保留とする場合があります。

エ カテエネポイントを電気料金支払いに使用する申込みをし、カテエネポイントを使用する月の電気料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）よりも申込みをしたポイント数が多い場合、その差額は次月の電気料金支払いに繰り越されます。この場合、繰り越されるカテエネポイントは、1ポイント単位といたします。

オ カテエネポイントを電気料金支払いに使用する申込みをした後に、カテエネポイントを使用するご契約を廃止する申込みをされた場合、電気料金支払いに使用する申込みの日から廃止予定日までの間に1営業日あるときは、電気料金支払いに使用することができます。使用できなかった場合は、原則申込みされたカテエネポイントを払い戻しいたしますが、電気料金支払いに使用する申込みをされた日の翌営業日の12時から24時までにカテエネポイントを使用するご契約を当日廃止する申込みをされ、その廃止分の電気料金が即日計算された場合は、払い戻しいたしません。

(2) 電気料金支払い以外の交換アイテム

電気料金支払い以外の交換アイテムの内容、交換方法その他の使用条件については、カテエネサイトへの掲示その他当社所定の方法によりお知らせいたします。

8. カテエネポイント残高等の確認

カテエネポイントの残高、カテエネポイント獲得履歴等は、カテエネサイト上で確認できます。

9. カテエネポイントの有効期限

カテエネポイントの有効期限は、カテエネポイントを獲得した日が属する年度の翌々年度末（3月31日）までといたします。ただし、対象会員またはカテエネBANKを利用する会員が自己のTC ID（※）の登録を抹消された、もしくはカテエネを退会された場合は、カテエネポイントの有効期限に関わらず、すべてのカテエネポイントが消滅するものといたします。

※TC IDとは、中部電力グループの暮らしに役立つ様々なサービスを1つのIDでご利用いただける無料のIDです。カテエネをご利用いただく場合には、TC IDのご登録が必要となります。詳細は、TC ID サービス利用規約（以下、「TC ID規約」といいます。）をご確認ください。

10. 第三者によるポイントの使用

万一、TC IDおよびパスワードが第三者により使用された場合でも、それらが登録されたものと一致することが確認されたときは、当該TC IDを持つ対象会員またはカテエネBANKを利用する会員自身による使用とみなし、使用されたカテエネポイントは返還できません。

11. カテエネポイントの譲渡等の禁止

対象会員およびカテエネBANKを利用する会員は、自己が保有するポイントを第三者に使用させ、譲渡し、権利を継承させ、または対象会員またはカテエネBANKを利用する会員間でポイントを共有することはできません。なお、第9条にかかわらず、対象会員またはカテエネBANKを利用する会員が死亡した場合、当該会員が保有していたカテエネポイントは消滅するものとし、家族その他の第三者に相続による承継はされないものといたします。

12. 本サービスの提供の停止

本サービスの対象となる対象会員およびカテエネBANKのみ利用する会員が、下記のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの提供（カテエネポイントの付与）を停止する場合があります。

なお、下記ア～カのいずれかに該当する場合については該当する事由解消のためにご自身で所定のお手続きいただく必要がありますが、事由が解消されれば、本サービスの提供を再開いたします。

- ア. カテエネを解約した場合
- イ. カテエネとカテエネBANKとのアカウント連携を解除した場合
- ウ. カテエネBANKの口座を解約した場合
- エ. カテエネBANKでの口座振替が不能であった場合
- オ. カテエネBANKの口座振替の手続きが完了していない場合
- カ. 上記ア～オ以外の理由で、第3条に定める適用対象契約および諸条件を満たさなくなった場合
- キ. 本規約、TCID規約、カテエネサービス利用規約に違反した場合
- ク. 法令等の定めによりカテエネポイントのご提供ができない場合
- ケ. その他不正行為があったとき、または当社が不適当と判断した場合

13. 本サービス適用後の精算

本サービスの適用後に、対象会員が第3条に定める条件を満たさないことが明らかとなった場合、対象会員の申込みされた内容に変更等が生じたと認められる時点に遡って、対象会員が受領したカテエネポイントを当社に返還していただく場合があります。また、当社に損害が生じた場合には、これを賠償していただきます。

14. 免責

次の各号の事項について、当社は、当社の過失（故意または重過失を除きます。）に起因して対象会員およびカテエネBANKのみ利用する会員に生じた損害について、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものといたします。

- ア. 本サービスを利用することにより、または利用できなかったことよって発生した損害・不利益
- イ. 通信回線・コンピュータシステム等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止・データの消失、データ不正アクセス等による損害・不利益
- ウ. 第三者の使用による損害・不利益

15. 規約の変更

当社は、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を相当な範囲内で変更できるものといたします。

16. 本サービスの終了

当社は、次のいずれかの事象に該当するとき、本サービスを終了する3ヶ月前までに、メール等の電磁的方法により周知することにより、本サービスの提供をすべて終了させることがあります。

- ア. 当社が銀行代理業の実施を終了するとき
- イ. 当社と住信SBIネット銀行株式会社との提携を解消するとき

17. その他

本サービスに関して本規約に定めのない事項は、TCID規約およびカテエネサービス利用規約によるものといたします。

18. 本規約の有効期間

本規約の有効期間は2025年1月1日から同年2月28日までといたします。

附則

2024年12月19日	制定	
2025年2月28日	改定	第5条：デビットカード利用における精算規定を追加、口座振替の条件文言を修正 第3条および第6条：適用対象契約に「昼とくプラン」を追加
2026年1月1日	改定	第3条：カテエネポイントの付与に関して、カテエネリースの口座振替とデビットカード利用に関する内容を追加 第4条：カテエネポイントの算定、第5条カテエネポイントの還元率を削除 第4条：対象契約料金の口座振替に関するカテエネポイントの算定を制定 第5条：カテエネリース料金の口座振替に関するカテエネポイントの算定を制定 第6条：デビットカード利用に関するカテエネポイントの算定を制定、以降繰り下げ 第18条：規約の有効期間（2026年1月1日から同年2月28日まで）を設定

カテエネ BANK ポイントサービス利用規約

(改定：2026年3月1日)

1. 目的

カテエネBANKポイントサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、第2条に定める適用条件に該当するお客さまに対して、第3条に定めるカテエネポイントを付与する（以下、「本サービス」といいます。）にあたりその条件を定めるものです。

2. 本サービスの適用条件

本サービスの対象は、当社が住信SBIネット銀行株式会社の銀行代理店として提供する銀行口座（支店名：中電カテエネ支店 店番：502）（以下、「カテエネBANK」といいます。）を開設し、かつ当社WEBサービス「カテエネ」（以下、「カテエネ」といいます。）への登録およびカテエネのアカウントとカテエネBANKの連携を実施したお客さまといたします。

3. カテエネポイントの付与

(1)～(3)サービスの利用状況に応じて、第4条から第6条の定めに従いカテエネポイントを付与いたします。ただし、第4条から第6条の定めによらず、当社ホームページ等で別途公表するキャンペーン等の条件に従いカテエネポイントを付与する場合がございます。

(1) 適用対象契約に加入し、かつ諸条件を満たす場合

下記の適用対象契約（以下、「適用対象契約」といいます。）の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定し、カテエネに適用対象契約を登録したお客さま（以下、「カテエネポイント会員」といいます。）、または適用対象契約の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定し、カテエネポイント会員が既にカテエネに登録済みの適用対象契約を重複してカテエネに登録したお客さま（以下、「重複登録したカテエネポイント会員」といいます。）（合わせて以下、「対象会員」といいます。）に対して、第4条にて算定したカテエネポイントを付与いたします。

適用対象契約	Eライフプラン（3時間帯別電灯）、ピークシフト電灯、タイムプラン（時間帯別電灯）、低圧高利用契約、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、昼とくプラン、カテエネプラン、従量電灯A、従量電灯B、従量電灯C、臨時電灯A、臨時電灯B、臨時電灯C、低圧電力、ビジとくプラン、動力プラン、臨時電力、カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3、定額電灯、公衆街路灯A、公衆街路灯B、農事用電灯、農事用電力A、農事用電力B、農事用電力（脱穀調整需要）、低圧季節別時間帯別電力（タイムプラン）、低圧深夜電力、第2深夜電力、融雪用電力、防霜用プラン、沸増型電気温水器契約、ふるさと納税×Greenでんき、CO2フリーメニュー ※ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、カテエネプラン、カテエネガスプラン1、カテエネガスプラン2、カテエネガスプラン3については販売を委託する提携先企業が販売する料金プランも含まれます。
諸条件	・適用対象契約をカテエネに登録 ・適用対象契約の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定

(2) 当社とカテエネリース契約を締結し、当該カテエネリース契約の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定する場合

カテエネリース契約の料金の引き落とし口座にカテエネBANKを設定したお客さま（以下、「カテエネリース利用者」といいます。）に対して、第5条にて算定したカテエネポイントを付与いたします。

(3) デビットカードを利用する場合

カテエネBANKのデビットカードを利用したお客さま（以下、「デビットカード利用者」といいます。）に対して、第6条にて算定したカテエネポイントを付与いたします。

4. 対象会員に付与するカテエネポイントの算定

(1) カテエネポイントの算定

対象会員に付与するカテエネポイントは、(2)に定める銀行サービスの取引条件ごとに定める還元率の合計（最大5%といたします。）を、ひと月の適用対象契約の料金の口座振替金額の合計金額（当社が他企業のサービス料金等を収納代行し、適用対象契約の料金とは別に口座振替された金額は除きます。）に乗じて算定された値（単位は1ポイントとし、その端数は切り捨てます。）といたします。なお、対象会員に付与するカテエネポイントは、口座振替した日の属する月の翌月末日までに付与され、毎月3,000ポイントを上限といたします。

(2) カテエネポイントの還元率

対象会員に付与するカテエネポイントの還元率は、口座振替日の属する月の末日に、銀行サービスの取引条件のご利用状況を判定し決定いたします。

	銀行サービスの取引条件	還元率
①	【必須条件】 適用対象契約の口座振替（※）	1%

	※口座振替日の異なる複数の適用対象契約を口座振替した場合、2件目以降の口座振替の判定は、②または③の取引条件に従います。	
②	①以外の口座振替を1件設定（※） ※当社または他社サービスの口座振替を含みます。 ※①②の達成で還元率は2%となります。	1%
③	①②以外の口座振替を1件以上設定（※） ※当社または他社サービスの口座振替を含みます。 ※①②③の達成で還元率は3%となります。以降、追加で口座振替を設定した場合も、口座振替による還元率の上限は3%となります。	1%
④	円普通預金・円定期預金・円仕組預金・SBIハイブリッド預金の残高が合計100万円以上	1%
⑤	円普通預金・円定期預金・円仕組預金・SBIハイブリッド預金の残高が合計200万円以上（※） ※⑤の達成で還元率は2%（④で1%、⑤で1%）となります。	1%
⑥	給与受け取り口座への設定および給与の受け取り（※） ※1件5万円以上の振込であり、かつ振込種別が「給与」である場合が対象です。	1%
		合計 最大5%
⑦	住宅ローンの契約締結（※）および適用対象契約の口座振替を設定 ※借入期間にかかわらず、1回の融資実行額が1,500万円以上の場合が対象です。 ※フラット35（買取型・保証型）は対象外です。 ※土地先行プランの場合、1回目と2回目の融資実行額が1,500万円以上の方が対象です。 1回目の融資実行額が1,500万円未満の場合は、2回目の融資実行後にポイント還元の対象となります。	5%

ア 取引条件①のみ達成した場合

1%といたします。

イ 取引条件①および②～⑥の取引条件を達成した場合

各取引条件に定める還元率の合計値（※）といたします。

※全条件を達成した場合でも最大5%の適用となります。

ウ 取引条件①および⑦を同時達成した場合

他の取引条件の達成状況にかかわらず、住宅ローン借入期間中は常時5%といたします。

なお、対象会員が住宅ローンを完済した際には、取引条件①～⑥の達成状況に準じた還元率を適用いたします。

5. カテエネリース利用者へ付与するカテエネポイントの算定

カテエネリース利用者へ付与するカテエネポイントは下表のとおりといたします。なお、付与されるポイントは口座振替の属する月の末日に判定し、口座振替した日の属する月の翌月末までに付与いたします。

判定条件	ポイント
当月のカテエネリースの口座振替額が2万円以上	200ポイント/月
当月のカテエネリースの口座振替額が2万円未満	100ポイント/月

※カテエネリースの初回料金は2ヶ月分合算してお支払いいただきます。その際、合算額を基準として条件の判定をいたします。

6. デビットカード利用者へ付与するカテエネポイントの算定

(3) カテエネポイントの算定

デビットカード利用者へ付与するカテエネポイントは、本条(2)に記載の取引条件ごとに定める還元率を、デビットカードの各取引の利用金額に乗じて算定された値のひと月の合計（単位は1ポイントとし、その端数は切り捨てます。）といたします。算定の対象となる取引は、毎月月初から月末までの間に確定した売上データ（以下、「売上確定データ」といいます。）の合計とします。

カテエネポイントの付与前に、デビットカードの取引が取消（キャンセル、返品など）となった場合には、取消分を除いてカテエネポイントのひと月の合計を算定いたします。カテエネポイントの付与後にデビットカードの取引が取消となった場合には、次回の算定時に取消分によって付与されたカテエネポイントを減算いたします。

なお、本条に基づくデビットカード利用者へ付与するカテエネポイントは、売上確定データが加盟店から当社ならびに住信SBIネット銀行株式会社に到着した日の属する月の翌月末までに付与するものといたします。

※デビットカードは利用時に加盟店から当社ならびに住信SBIネット銀行株式会社に伝送される「ご利用データ（オーソリ電文）」を元にお客さまの口座から利用金額を引き落としますが、ポイント付与の対象となる利用金額は、後日、加盟店から送付される売上確定データの金額（最終的な確定金額）となります。そのため、利用月とポイント付与の対象となる月が異なる場合があります（当月利用した場合でも売上確定データの到着が翌月となった場合は、ポイント付与月が翌々月となります。）。

(4) カテエネポイントの還元率

本条に基づき、デビットカード利用者へ付与するカテエネポイントの還元率は、デビットカードを利用する日の属する月の前月末日に、カテエネBANKの預金残高の状況を判定し決定いたします。

前月末の円普通預金・SBIハイブリッド預金の合計残高	ポイント還元率	一部ご利用先における
----------------------------	---------	------------

		ポイント還元率 (※)
100 万円未満	1.0%	0.3%
100 万円以上 200 万円未満	1.5%	0.3%
200 万円以上	2.0%	0.3%

※デビットカードの利用用途が、鉄道料金（乗車券/特急券/定期券など）、公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金、NHK受信料など）、NTT 東日本・西日本サービス料金、各種税金、国民年金、国民健康保険料、その他政府・自治体サービスへの各種支払い、国家資格検定料、宝くじ、病院、診療所、各種非営利団体への会費、寄付などの場合。

7. カテエネポイントの使用

カテエネポイント会員のうち下記に定める電気契約のいずれか（※適用対象契約とは対象範囲が異なります。）をカテエネに登録したお客さまについては、当社が供給する電気料金の支払い（以下、「電気料金支払い」といいます。）、金券・他社ポイントへの交換および寄付等（あわせて以下、「交換アイテム」といいます。）にカテエネポイントを使用できます。

カテエネポイント会員のうち下記に定める電気契約をカテエネに登録しないお客さま、重複登録したカテエネポイント会員およびカテエネBANKのみ利用する会員は、電気料金支払い以外の交換アイテムに対してのみカテエネポイントを使用することができます。

E ライフプラン（3 時間帯別電灯）、ピークシフト電灯、タイムプラン（時間帯別電灯）、低圧高利用契約、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセット、スマートライフプラン、スマートライフプラン f o r スマート・エアーズ、昼とくプラン、カテエネプラン

※おとくプラン、とくとくプラン、カテエネプランについては販売を委託する提携先企業の販売する料金プランも含まれます。

なお、交換アイテムの内容、交換方法その他の使用条件については次の各号のとおりといたします。ただし、当社は、使用条件について、変更することがございます。この場合、当社は、インターネットを利用するなど適切な方法によってお客さまへ周知いたします。

(1) 電気料金支払いへの使用

ア 保有するカテエネポイントを、当社が供給する電気の料金の全部または一部の支払いに使用することができます。交換率は 1 ポイント 1 円といたします。

イ カテエネポイントを電気料金支払いに使用することを希望される場合は、カテエネポイントを使用する月の前月の最終営業日の前日までに、当社所定の方法により申込みをしていただきます。この場合、使用するカテエネポイントは、100 ポイント単位といたします。

ウ 当社は、カテエネポイントを使用する月の料金に延滞利息が発生している場合およびその他当社が必要と判断した場合、カテエネポイントの使用を制限もしくは保留とする場合があります。

エ カテエネポイントを電気料金支払いに使用する申込みをし、カテエネポイントを使用する月の電気料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）よりも申込みをしたポイント数が多い場合、その差額は次月の電気料金支払いに繰り越されます。この場合、繰り越されるカテエネポイントは、1 ポイント単位といたします。

オ カテエネポイントを電気料金支払いに使用する申込みをした後に、カテエネポイントを使用するご契約を廃止する申込みをされた場合、電気料金支払いに使用する申込みの日から廃止予定日までの間に 1 営業日あるときは、電気料金支払いに使用することができます。使用できなかった場合は、原則申込みしたカテエネポイントを払い戻しいたしますが、電気料金支払いに使用する申込みをされた日の翌営業日の 12 時から 24 時までにカテエネポイントを使用するご契約を当日廃止する申込みをされ、その廃止分の電気料金が即日計算された場合は、払い戻しいたしません。

(2) 電気料金支払い以外の交換アイテム

電気料金支払い以外の交換アイテムの内容、交換方法その他の使用条件については、カテエネサイトへの掲示その他当社所定の方法によりお知らせいたします。

8. カテエネポイント残高等の確認

カテエネポイントの残高、カテエネポイント獲得履歴等は、カテエネサイト上で確認できます。

9. カテエネポイントの有効期限

カテエネポイントの有効期限は、カテエネポイントを獲得した日が属する年度の翌々年度末（3 月 31 日）までといたします。ただし、対象会員またはカテエネBANKを利用する会員が自己のTC ID (※) の登録を抹消された、もしくはカテエネを退会された場合は、カテエネポイントの有効期限に関わらず、すべてのカテエネポイントが消滅するものといたします。

※TC IDとは、中部電力グループの暮らしに役立つ様々なサービスを 1 つの ID でご利用いただける無料の ID です。カテエネをご利用いただく場合には、TC IDのご登録が必要となります。詳細は、TC ID サービス利用規約（以下、「TC ID 規約」といいます。）をご確認ください。

10. 第三者によるポイントの使用

万一、TC ID およびパスワードが第三者により使用された場合でも、それらが登録されたものと一致することが確認されたときは、当該TC IDを持つ対象会員またはカテエネBANKを利用する会員自身による使用とみなし、使用されたカテエネポイントは返還できません。

11. カテエネポイントの譲渡等の禁止

対象会員およびカテエネBANKを利用する会員は、自己が保有するポイントを第三者に使用させ、譲渡し、権利を継承させ、または対象会

員またはカテエネBANKを利用する会員間でポイントを共有することはできません。なお、第9条にかかわらず、対象会員またはカテエネBANKを利用する会員が死亡した場合、当該会員が保有していたカテエネポイントは消滅するものとし、家族その他の第三者に相続による承継はされないものいたします。

12. 本サービスの提供の停止

本サービスの対象となる対象会員およびカテエネBANKのみ利用する会員が、下記のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの提供（カテエネポイントの付与）を停止する場合があります。

なお、下記ア～カのいずれかに該当する場合については該当する事由解消のためにご自身で所定のお手続きいただく必要がありますが、事由が解消されれば、本サービスの提供を再開いたします。

- ア. カテエネを解約した場合
- イ. カテエネとカテエネBANKとのアカウント連携を解除した場合
- ウ. カテエネBANKの口座を解約した場合
- エ. カテエネBANKでの口座振替が不能であった場合
- オ. カテエネBANKの口座振替の手続きが完了していない場合
- カ. 上記ア～オ以外の理由で、第3条に定める適用対象契約および諸条件を満たさなくなった場合
- キ. 本規約、TCID規約、カテエネサービス利用規約に違反した場合
- ク. 法令等の定めによりカテエネポイントのご提供ができない場合
- ケ. その他不正行為があったとき、または当社が不適当と判断した場合

13. 本サービス適用後の精算

本サービスの適用後に、対象会員が第3条に定める条件を満たさないことが明らかとなった場合、対象会員の申込みされた内容に変更等が生じたと認められる時点に遡って、対象会員が受領したカテエネポイントを当社に返還していただく場合があります。また、当社に損害が生じた場合には、これを賠償していただきます。

14. 免責

次の各号の事項について、当社は、当社の過失（故意または重過失を除きます。）に起因して対象会員およびカテエネBANKのみ利用する会員に生じた損害について、直接かつ通常の損害についてのみ責任を負うものいたします。

- ア. 本サービスを利用することにより、または利用できなかったことよって発生した損害・不利益
- イ. 通信回線・コンピュータシステム等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止・データの消失、データ不正アクセス等による損害・不利益
- ウ. 第三者の使用による損害・不利益

15. 規約の変更

当社は、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を相当な範囲内で変更できるものいたします。

16. 本サービスの終了

当社は、次のいずれかの事象に該当するとき、本サービスを終了する3ヶ月前までに、メール等の電磁的方法により周知することにより、本サービスの提供をすべて終了させることがあります。

- ア. 当社が銀行代理業の実施を終了するとき
- イ. 当社と住信SBIネット銀行株式会社との提携を解消するとき

17. その他

本サービスに関して本規約に定めのない事項は、TCID規約およびカテエネサービス利用規約によるものいたします。

附則

2024年12月19日	制定	
2025年2月28日	改定	第5条：デビットカード利用における精算規定を追加、口座振替の条件文言を修正 第3条および第6条：適用対象契約に「昼とくプラン」を追加
2026年1月1日	改定	第3条：カテエネポイントの付与に関して、カテエネリースの口座振替とデビットカード利用に関する内容を追加 第4条：カテエネポイントの算定、第5条カテエネポイントの還元率を削除 第4条：対象契約料金の口座振替に関するカテエネポイントの算定を制定 第5条：カテエネリース料金の口座振替に関するカテエネポイントの算定を制定 第6条：デビットカード利用に関するカテエネポイントの算定を制定、以降繰り下げ 第18条：規約の有効期間（2026年1月1日から同年2月28日まで）を設定
2026年3月1日	改定	第4条（1）：適用対象契約料金の口座振替に関するポイント算定方法の変更 第4条（2）：ポイント還元率の銀行サービス取引条件の変更 第18条：規約の有効期間（2026年1月1日から同年2月28日まで）を削除

